

# 平成29年度 道立病院職員採用選考募集要項 [薬剤師]

## 1 受験資格

職種	個別要件	共通
薬剤師	採用予定日現在で 59歳未満の方	<b>既に資格を取得している方</b> ただし、次の方は受験できません ○日本国籍を有しない方 ○地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方 ・成年被後見人又は被保佐人 ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

## 2 採用予定箇所及び採用予定数

職種	採用予定箇所	採用予定数
薬剤師	江差病院、羽幌病院、緑ヶ丘病院、子ども総合医療・療育センター	4名

※採用予定数は平成29年4月1日現在。欠員等の状況により変更となる場合があります。

## 3 募集期間

**通年募集**（随時、採用選考試験を実施します）

## 4 採用選考の内容

試験区分	内容
作文試験	職務に関する課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験(90分)
面接試験	個別面談による人物及び職務に関連する知識についての口述試験

## 5 試験実施予定日

実施予定日	会場	採用予定日
応募の都度、随時採用試験を実施します。	○札幌会場（北海道庁本庁舎又は北海道庁別館又は子ども総合医療・療育センター） ○江差会場（北海道立江差病院） ○羽幌会場（北海道立羽幌病院） ○音更会場（北海道立緑ヶ丘病院）  ※受験会場については相談に応じますので問い合わせください。	採用試験実施月の翌々月初め

## 6 合格者の採用

- (1) 採用は採用試験実施月の翌々月を予定しています。ただし、欠員の状況により平成30年4月1日に採用となる場合があります。
- (2) 受験者が採用日を指定することはできません。  
本採用試験に合格されても、採用時の健康診断などで就業が難しいと判断された場合は、採用されません。

## 7 応募手続

- (1) 応募方法 次の書類を道立病院局宛てに提出(郵送可)してください。  
 ※封筒の表に「平成29年度(応募職種名記載)試験応募書類」と朱書きしてください。
- (2) 必要書類  
 ア 北海道職員採用選考申込書(自筆・写真添付)  
 イ 資格・免許取得証明書又は免許の写し(裏面にも記載がある場合は両面)
- (3) 申込先  
 〒060-8588  
 札幌市中央区北3条西7丁目  
 北海道道立病院局 病院経営課 人材確保対策室  
 ☎011-231-4111(25-854)
- (4) その他  
 ・本選考の実施にあたっては、受験票の発行はいたしませんので留意願います。  
 ・受験申込後に、本選考を受験しないこととした場合は、その旨上記に連絡してください。

※応募書類は、応募した年度のみ有効です。  
 同一年度内の2回目以降の受験及び次年度募集時には、再度提出が必要となります。

## 8 給与(平成29年4月1日現在) 「北海道職員の給与に関する条例」などにに基づき支給します。

学歴区分 経験年数	大学6卒者 給料月額(年額)	大学4卒者 給料月額(年額)	備考
1年	205,300円 (3,341,000円)	182,900円 (2,981,000円)	・年額は給料の他、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当を含んだ金額(概算)です。 * 実際の給与は個人別に算定します。  ・上記の他、通勤手当や住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
5年	227,300円 (3,695,000円)	206,900円 (3,367,000円)	
10年	274,400円 (4,507,000円)	245,200円 (4,032,000円)	
20年	360,600円 (5,984,000円)	339,900円 (5,643,000円)	

※給与月額、採用前の学歴や職歴などを考慮のうえ決定されることから例示の額と異なることがあります。  
 期末・勤勉手当は勤務成績に応じて支給割合が変更となります。また、寒冷地手当は勤務する地域や世帯状況により変動することから、年額はあくまでも目安です。

## 9 勤務条件等

### (1) 勤務時間・休日など

勤務時間(原則)	月曜日から金曜日 8時45分～17時30分(昼休み:正午～午後1時)
休日(原則)	土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
休暇	年次有給休暇:1年に20日(採用年は月割計算)。20日を限度に翌年繰越可能 夏季休暇:3日(7月から9月までの間) 結婚休暇:5日 その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。
職員住宅	世帯用の職員住宅のほか、各(総合)振興局所在地には独身寮があります。また、借り上げ住宅制度などがあります。
健康管理	職員が心身ともに健康で元気に働くことができるように、年1回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保険指導・健康相談などを実施しています。
共済制度等	共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。又、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱などを行っています。

(2) 仕事と家庭の両立支援制度

出産を控えた職員や育児を行う職員が安心して働くことができるよう、仕事と家庭の両立を支援する休暇・休業などの各種制度が整っています。(主なものは以下のとおりです。)

産前休暇	出産予定日の前日から起算して8週間前から出産日まで取得可能
産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの間に取得可能
育児休業	子どもが3歳になるまでの間、子育てに専念する(一定期間勤務しない)ことができる制度
育児休暇	子どもが2歳になるまでの間、子育てのため(主に子どもの保育施設への送り迎えなど)に取得可能(1日あたり合計2時間以内)
育児短時間勤務	小学校入学前の子どもの子育てをするために、希望する日・時間帯で勤務できる制度(あらかじめ定められた勤務形態から職員が選択)
部分休業	小学校入学前の子どもの子育てをするために取得できる制度(勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日合計2時間以内)
子の看護休暇	中学校までの子どもの通院付き添いや看病などをするために取得可能(子ども1人につき年5日以内、最大15日以内)ただし、中学生の場合は医師の指示がある場合に限る
早出遅出勤務	小学校入学前の子どもの保育園への送り迎えや、学童保育施設等に託児している小学生の子どもを送迎のために、始業又は就業時刻を繰り上げ又は繰り下げできる制度
育児参加休暇	配偶者が出産する場合で、生まれてくる子どもや、小学校入学前の子どもの養育のために取得可能(出産前後8週間の間で5日以内)